



第56回 外国人労働者の労働災害

▼改正入管法

2018年12月8日、改正入管法(出入国管理及び難民認定法)が成立した。様々な問題点が指摘されながらも、政府は強引に成立させ、2019年4月から早くも施行される。技能実習生の労働条件の悪さ、逃亡等が指摘されながらも、成立してしまい、今後ますます多くの外国人労働者がわが国で働くことになった。外国人労働者の労働条件の悪さの実態と解決策が示されることないままの見切り発車のため、今後様々な問題が生じると思われる。その一つに、労働災害の問題がある。

▼労働災害のハイリスクグループ

民間事業所では、近年労働災害対策は、重要な職場の課題となっている。社長が率先して対策に乗り出している会社も多い。日本語の理解が完全でなく、日本の労働環境にも慣れておらず、より危険な労働に従事させられるといった要因があるため、外国人労働者は労働災害のハイリスクグループである。

2018年のニュースによると、2015-17年の3年間に技能実習生が69人死亡した(12月6日)、日本で労災によって死亡した外国人労働者が、2017年までの10年間に125人に上る(11月23日)など報道され、多くの外国人労働者が労災被害にあっていることが示されている。国会審議では、法務省資料の3年間に、69人の外国人技能実習生が死亡した事案についての質問へ、安倍首相は「亡くなられた例については、私は今ここで初めてお伺いをしたわけで。ですから、私は答えようがないわけでありまして」と回答しており、政府、担当省庁が今後対策を立案し、必要な予算等を支援してくれるかは、甚だ心配な状況である。表のように、労災による死者の割合は技能実習生のほうが高く、ハインリッヒの法則からしても、これは、氷山の一角である可能性が高く、多くの外国人労働者が労働災害の被害者となっていることが想像される。国の動き、支援を待つのではなく、

外国人技能実習生の労災死者数

(厚生労働省と総務省統計局のデータによる)

	2014年	2015年	2016年	3年間合計
技能実習生数	167,641 人	192,655 人	228,589 人	588,885 人
労災死者数※ 10万人 当たりの比率	(8人) (4.8人)	(9人) (4.7人)	(5人) (2.2人)	(22人) (3.7人)
日本全体の 雇用者数	5,595 万人	5,640 万人	5,729 万人	16,964 万人
労災死者数 10万人 当たりの比率	(1,057人) 1.8人	(972人) 1.7人	(928人) 1.7人	(2,957人) 1.7人

※技能実習生の労災死者数は年度

外国人労働者が増えそうな各企業で自ら準備を始める必要がある。

▼防止策とやさしい日本語

外国人労働者も当然、労働災害防止に積極的に関わるべきだし、防止のための保護を受けなければならない。外国人労働者が増えることを見越した対策を準備する必要がある。厚生労働省は、以前から外国人労働者向けの労災防止についての情報提供をし、各国版のパンフレット等も公開している。それでは、防ぎ切れない現状なので、さらなる対策が求められる。中小企業では、各国の言葉に対応できる通訳スタッフを置くことは難しいので、共通言語としての日本語を外国人が理解でき、誤解しないように伝える工夫が必要である。図示、イラスト等を多用し、各国の文化、労働現場での慣例等も知ったうえで、十分な期間の安全衛生教育を行ったうえでの就業開始、就業後でも繰り返し安全衛生教育を行うことが求められるだろう。

厚生労働省東京労働局のホームページには、外国人労働者の労働災害防止の資料が掲載されており、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語、インドネシア語などの資料があるが、現場では、日本語が交わされるので、わかりやすい日本語は必須である。災害時の外国人への情報提供の取り組みも参考になる。島根国際センターでは、やさしい日本語の手引きを公開している(https://www.sic-info.org/wp-content/uploads/2014/02/easy_japanese.pdf)。この中で紹介されている「やさしい日本語」を応用するのは良いことだと思われる。日本語能力を高めるためにも、普段から日本人労働者が積極的に声掛けをしてあげることも大切である。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)